

川崎市名誉文化大使設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市名誉文化大使（以下「名誉大使」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 市長は、川崎市市民文化大使設置要綱（15川市文第49号平成15年4月28日施行）に定める川崎市市民文化大使（以下「大使」という。）の任期を満了したのに対し、名誉大使の称号を贈ることができる。

(顕彰)

第3条 市長は、名誉大使に対して、称号を証する証書を授与し、その功績を顕彰する。

(称号の取消し等)

第4条 市長は、名誉大使に著しくふさわしくない行為があると認める場合には、前条に規定する称号を取消し又は使用を停止することができる。

(庶務)

第5条 名誉大使に関する庶務は、市民文化局市民文化振興室において処理する。

(その他の必要な事項)

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。